

42/100

22/35

第2問

第1 設問1にフ12

B県からは、

1. ~~取消訴訟~~ 処分取消訴訟（行政事件訴訟法（以下、「行訴法」）3条2項）にお

いて、取消対象となる処分とは別個独立^{して}の先行処分^の違法性を主張することは、法

取消訴訟の出訴期間（行訴法4条）を平潜脱し、法的安定性を害することになるため、~~無効~~

許されず、との反論が考えられる。

しかし、例外的に、先行処分と後行処分^の目的が同一で、両処分^があること

その効果が^が発揮され、かつ、先行処分^の手続保障が十分に与えられなかった場合は、先

行為^の行訴法^の違法性を後行^{行為}訴訟^の取消訴訟において主張することも許される。

2. (1) 本件取消訴訟の対象となる本件権利取得裁決も、これに先行する本件事業認

定も、ともに「処分その他公権力の行使」（行訴法3条2項）にある。

(2) 本件事業認定は、本件道路の整備事業のために土地収用^をすることを目的になされる

処分である（法16条）。本件権利取得裁決も同様に本件土地の収用を目的とした処

分であるから、両処分は同一の目的を以てする処分である。
(法39条1項)

(3) C市は、本件事業認定のおで本件土地を収用することはできない。また、本件権利取得裁

決も、本件事業認定が有効であることを前提に行われる処分である（法39条1項、29条1項）

から、両処分は揃って始めて、本件土地の適法な収用という効果が発揮される。

(4) B県からは、本件事業認定は、適法に告示されているため、Aは、その取消訴訟

の出訴期間経過前に本件事業認定の存在を認識し、訴訟提起を行うことが可能

であったから、先行訴訟である本件事業認定についてAに対し、十分の手続保障が与えら

れたに^は等しいとの反論が考えられる。

しかし、本件道路整備事業の起業者であるC市は、本件事業認定後も当面土地収用は

行わず、所有権者から任意買収を行う方針を表明しているため、Aは本件土地^が収用されるこ

とはしないという期待を抱き、本件事業認定の取消訴訟を提起しなへたのであるから、Aに対

第 2 問

本件事業認定について十分な平穏保障が与えられていないといえる。

3. したがって、Aは、本件権利取得判決の取消訴訟において、本件事業認定の違法性を主張することができる。

第2 設問 2 (1) について。

1. 本件権利取得判決が無効であるなら、Aは、別途^市Cに対して、所有権に基づく妨害排除請求権に基づく本件土地に関する所有権抹消登記手続請求をする当事者訴訟（行訴法4条）を提起することができる。

2. B県庁は、上記当事者訴訟において本件権利取得判決の無効を主張すれば、Aは本件土地の所有者という法律上の地位を保護されるため、無効確認訴訟（行訴法3条42項）の原告適格の要件である「現在の法律関係に関する訴えにより目的を達することできないもの」を充足しないから、同訴訟の訴訟要件と欠ける反論が考えられる。

2. したがって、行政処分には公定力、すなわち^{取消}~~無効確認訴訟~~訴訟によりその効力を失われる判決が下れるまでは、処分の有効性が失われない（行訴法38条3項、25条1項）。

Aは、本件権利取得判決の無効確認訴訟において勝訴判決を得た後でなければ、C市に対する訴訟において本件権利取得判決の無効を主張することできない。

11. したがって、Aは、「当該処分若しくは判決の存在又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えにより目的を達することできないもの」であり、B県に対して本件権利取得判決の無効確認訴訟を司法に提起することができる。

第3 設問 2 (2) について。

1. 本件道路整備事業は、交通量の増加による環境悪化を招くため、「土地の適正な利用に寄与するもの」（法20条3項）ではない^否~~は~~違法である。

2. これに対し、B県庁は、平成22年調査によると本件道路を整備した場合の交通量は旧当にりと約3500台と、周辺環境への~~悪影響~~影響は軽微であるとの反論が考えられる。

第

問

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23

し。平成元年調査時によると本件道路が整備された場合の交通量は(日当たり約1万台に達すると予測され、自動車の騒音や排気ガス等により、周辺環境への影響が大きいとされた。平成元年調査から平成22年調査の間、C市の人口減少は(割合)に留まるにも拘らず、予測交通量ベースの1/3に減少するのは、平成22年調査の調査手法に誤りがあるといえること。本件事業認定の再判断過程には事実誤認がある、違法である。

2. したがって、C市の平成22年調査通りの交通量に予測される場合でも、本件道路整備事業は、住環境を破壊してでも行う必要性はなく、「土地の合理的な利用に寄与するもの」ではないため、違法である。

これに対し、B県からは、道路整備が進められている本件土地周辺では、自動車による幹線道路へのアクセスが不便であるため、これを解消する道路ネットワークの形成が必要であるとして、本件道路整備の必要性があるとの反論が考えられる。

2 本件土地周辺は、戸建住宅中心の住居地域で、良好な住環境を有している。本件道路が整備されることで破壊される住環境の侵害は、道路整備の必要性を上回るため、本件事業認定は比例原則に反する。

3. 本件事業計画の策定にあたっては、本件土地の自然環境の保護に十分考慮がなされていない。C市内でも珍しい水生生物が生息する池が存在する本件土地の自然環境保護は考慮すべき事項である。本件事業認定には考慮不十分がある、違法である。

以上。